

主な策定経過及び今後の予定

実施時期	内 容
H20. 7	○第四次国土利用計画策定(全国計画)
H20. 12	○第四次青森県国土利用計画策定
H21. 4	○計画策定に関する基本方針決定
H21. 6	○第1回庁内検討委員会 ・策定方針、スケジュール等
H21. 7	○第2回庁内検討委員会 ・構成、計画案等
H21. 7	○第1回検討市民委員会 ・スケジュール、計画案等
H21. 10	○第3回庁内検討委員会 ・計画案等
H21. 10	○第2回検討市民委員会 ・計画案等
H21. 11	○計画原案のパブリックコメントの実施
H21. 11	○議会全員協議会にて計画(案)説明
H21. 12	○県と原案について調整
H22. 2	○第1回定例会上程
H22. 3	○県知事報告

■策定趣旨、性格と位置づけ

1 策定の趣旨 (P 1)

国土利用計画法の基本理念のもと、公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境と本市の均衡ある持続的発展を図ることを目的に策定

2 性格と位置づけ (P 1)

□ 全国計画及び青森県計画を基本とし、市総合計画に即して策定

□ 市土の利用に関し基本的な事項を定めた計画として、市土利用の各種計画の基本になる。

第1次十和田市国土利用計画の概要

第1章 市土の利用に関する基本構想

第1節 市土利用の基本方針 (P 2~4)

1 基本理念 (P 2)

市土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行う。

2 市土の概要 (P 2~3)

- ・行政区域面積725.67 k m² ・人口66,389人 (H21.12現在)
- ・人口密度91人/k m²、人口集中地区人口密度3,818人/k m²
- ・地勢(西方・東方) ・気候 ・市土利用の推移

3 市土利用をめぐる基本的条件の変化 (P 3)

- ・東北新幹線八戸以北の開業に伴う交流人口の増加見込み
- ・少子高齢化の進行とともに、人口の減少が推察
- ・中心市街地の活性化策による新たな中心市街地の形成
- ・環境問題、自然との共生に対する関心の高まり
- ・農業を取り巻く厳しい状況
- ・合併による市域拡大に伴う、新たな土地利用方針が必要

4 市土利用の課題 (P 3~4)

- (1) 企業立地推進のための社会基盤整備及び土地活用促進
- (2) 賑わいのある都市空間創造のための商業・サービス業の業務機能や居住機能の集積
- (3) 農業の担い手育成や競争力の強化、所得向上を図るための経営基盤づくりと優良農地の保全
- (4) 災害の未然防止などの安全性の確保、災害に強い市土利用
- (5) 自然景観の保全や循環型社会への転換など、自然との共生による快適な市土利用

5 課題の解決に向けて (P 4)

地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、市土の有効かつ適切な利用に配慮

第2節 地域類型別の市土利用の基本方向 (P 5)

1 市街地地域 (P 5)

- ・活力ある市街地の形成に向けた道路・公園等の確保
- ・災害に強いまちづくりの推進
- ・美しく良好なまちなみなど景観の保全・形成
- ・ゆとりと潤いのある都市環境の創出

2 農山村地域 (P 5)

- ・地域の特性を踏まえた良好な生活環境の整備
- ・農林業振興による活力ある地域社会の形成
- ・農用地や森林の保全及び転換を行う際の周辺環境への配慮

3 自然維持地域 (P 5)

- ・環境への負荷低減の取組
- ・国立公園などの自然環境の保全

第3節 利用目的に応じた区分別の市土利用の基本方向 (P 6~8)

1 農用地 (P 6)

- 食料の安定供給を担う経営体の育成
- 農業生産基盤の整備と優良農用地の確保
- 環境への負荷低減

2 森林 (P 6)

- 多面的機能を有する森林の整備と保全
- 地域活性化や市民ニーズに配慮した適正利用

3 原野 (P 6)

- 生態系の保全
- 景観の維持などの観点からの保全・再生

4 水面・河川・水路 (P 6)

- 浸水被害の防止、安らぎと潤いのある水辺空間の創造など、多様な機能の維持・向上

5 道路 (P 7)

- 安全性、快適性、防災機能等に配慮した整備
- 農林道は、農林業の生産性の向上及び自然環境の保全に配慮

6 住宅地 (P 7)

- 豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成の観点からの生活関連施設の整備
- 防災上の安全性の向上などの確保

7 工業用地 (P 7)

- 環境の保全に配慮し、工場の立地動向に対応した用地確保及び跡地の有効利用

8 その他の宅地 (P 7)

- 市街地の再開発等による土地利用の高度化
- 郊外大規模施設の適正立地

9 公用・公共用地施設用地 (P 8)

- 市民生活上の重要性とニーズを踏まえた用地の確保
- 拠点施設機能の波及効果に配慮した適正立地
- 災害時の避難所としての活用

10 レクリエーション用地 (P 8)

- 市民の価値観の多様化や自然とのふれあい志向の高まりなどを踏まえ、計画的な整備と有効利用の推進

11 低未利用地 (P 8)

- 再開発用地、事業用地等としての再利用
- 耕作放棄地の有効利用

第2章 市土の利用区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要

第1節 市土の利用区分ごとの規模の目標（P9）

1 目標年次（P9）

計画の目標年次は平成31年とし、基準年次は平成19年

2 人口等の想定（P9）

平成31年において、約6万3千人、約2万8千世帯と想定

3 市土の利用区分（P9）

農用地、森林、宅地などの地目別区分及び市街地

4 利用区分ごとの規模の目標（P9～10）

利用区分別の現況と変化に基づき推計

区 分	基準年次（平成19年）	目標年次（平成31年）
農用地	13,962	13,332
森 林	47,698	47,615
原 野	455	365
水面・河川・水路	1,368	5,008
道 路	1,642	1,724
宅 地	1,922	2,037
その他	1,812	2,486
市街地	735	772

第2節 地域別の概要（P11）

1 地域の区分（P11）

□北部地域 □中部地域 □南部地域 □西部地域

2 地域別の概要（P11～12）

(1) 北部地域(P11)

- 中央部と東側は平地、優良農地や森林が広がっている。
- 国道4号線と主要地方道沿いに宅地化が進んでいる。
- 国道4号線沿い農用地の宅地への転換が見込まれる。
- 森林・原野での自然環境の保全と森林資源の維持
- 道路用地の増加が見込まれる。

(2) 中部地域(P11)

- 中央部には市街地が形成され、商工業・住居・教育・文化活動など多様な機能が集中
- 周辺部は、奥入瀬川及び稲生川流域に属する農用地が広がっており、住宅地への転換など市街地化が進んでいる。
- 市街地周辺部を中心に道路、宅地などへの転換が進むと見込まれる。

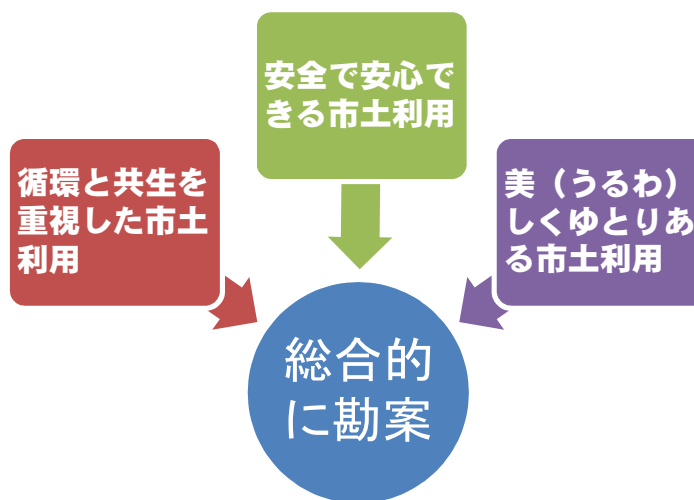
(3) 南部地域(P12)

- 山林、丘陵地が大半を占める。
- 流域並びに山間傾斜地に農用地が散在している。
- 農用地は、ほぼ現状のまま推移するものと見込まれる。
- 水面・河川・水路は、指久保ダム completionにより増加が見込まれる。
- 道路用地や住宅地の増加が見込まれる。

(4) 西部地域(P12)

- 採草放牧地及び山林地域が大半を占める。
- 国道102号線沿いに農山村地域が広がっている。
- 十和田湖・奥入瀬溪流を有する十和田八幡平国立公園
- 市土利用は、ほぼ現状のまま推移するものと見込まれる。
- 環境・景観保全により自然地域は現状のまま推移するものと見込まれる。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要



1 公共の福祉の優先（P13）

- 公共の福祉の優先
- 各種規制措置、誘導措置等を通じた総合的対策

2 国土利用計画法等の適切な運用（P13）

- 関係諸法令の適切な運用や、県計画及び本計画等に基づく土地利用
- 計画的調整による適正な土地利用

3 地域整備施策の推進（P13）

- 地域特性に応じた整備施策の推進
- 生活環境及び生産基盤を含めた総合的な環境整備

4 市土の保全と安全性の確保（P13）

- 地形等の自然条件と土地利用配置の適合性
- 災害に配慮した適正な土地利用
- 地域社会の安全性向上のための諸施策の展開

5 環境の保全と美しい市土の形成（P14）

- 新エネルギーの導入などによる環境負荷の低減
- 廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の推進
- 大気汚染、騒音等に配慮した適正な土地利用
- 汚濁負荷の削減により水質保全
- 自然との共生を図るための連携対策の推進

6 土地利用の転換の適正化（P15）

- 自然的・社会的条件に留意した土地利用の転換
- 低未利用地の有効活用
- ・農地 ・森林、原野 ・大規模な土地利用

7 土地の有効利用の促進（P16～17）

〔農用地〕

効率的かつ安定的な農業経営に向けた担い手への農用地の利用集積

〔森林〕

環境教育やレクリエーションの場としての総合的な利用及び地域材や木質バイオマスの利活用

〔水面・河川・水路〕

治水、利水及び自然環境保全の機能発揮に留意した水量・水質確保とふれあいの場の形成

〔道路〕

良好な道路環境・景観形成による交通の安全と円滑化の確保

〔住宅地〕

需要に応じた宅地供給の促進、住宅の長寿命化による持続的な利用

〔工業用地〕

インフラ整備による計画的な土地利用の推進、地域社会との調和及び公害防止の充実

〔低未利用地〕

農用地への活用促進、地域活性化のための転換

8 多様な主体による市土管理の推進（P17）

所有者、地域住民、企業、行政など多様な主体による市土の適切な管理の推進

9 調査の推進及び成果の普及啓発（P17）

市土に関する調査の推進及び総合的な利用、調査結果の普及及び啓発

10 指標の活用（P17）

適切な市土利用に資するために各種指標の活用